

☆ 救急医療について考える ☆

当院は、消防法2条9項により「救急病院等を定める省令」に基づき、京都府知事が告示する救急指定病院です。

また、都道府県ごとに作成される医療計画において、初期・第二次・第三次救急医療の体制において、「第二次救急医療」を担っております。これらを踏まえたうえで、当院での救急医療とその現状について考えてみたいと思います。



新河端病院は二次救急医療機関です

治療や療養するためのベッドを持つ病院としては、入院や手術を必要とする重症の患者様（二次救急患者）を優先に対応する使命がございます。よって、重症患者様の対応のため、順番が前後したり、待ち時間が長くなる場合がございますのでご了承ください。

救急診療と時間外診療の違い

救急診療は、突発的に発症したケガや病気に対応するものです。それ以外の理由で受診される方は別のものです。

時間外・救急診療での処方必要最低限

救急対応では病歴の聴取や十分な検査が出来ないケースがあります。よって緊急性のある処置や最低限の処方（通常は1日分）しかお出しすることが出来ません。



専門外の医師が担当する場合があります

医師不足や相次ぐ医療制度改革により、救急医療を維持していく事に困難な状況にあります。よって、当直医はすべての患者さまに対応するため、専門外の診療も余儀なくされている状況です。専門的な診療が必要と判断した場合、緊急性があれば他院を紹介させていただくこともございます。また、状況によっては、応急的な対応を行った後、平日の通常診療を受診していただく場合がございます。

新河端病院 理念

信頼と安心の医療

1. 患者様に感動をしていただける医療を実践します
1. 患者様に選んでいただける病院づくりを実践します

受診の前には必ずお電話を

救急診療では、限られた医療スタッフで緊急処置や入院や手術が必要な方などの重症な患者様を中心に診察を行っております。このため、他の救急処置などで対応不能の場合もありますので、『必ず事前にお電話でのお問い合わせ』の連絡を入れていただき、病状などをお伺いしたうえでご説明や判断をさせていただきます。これにより、治療を必要とする患者様を無用に動いていただくことを避けることが出来ます。



受診時には必ずお薬手帳をお持ちください

当院に通院いただいている患者さまでも、救急受診の際は別の診療科の医師が担当する場合がございます。概ね、今までのご病気や、飲んでおられるお薬を伺うのですが、不確かな内容では正確に治療を行うことが出来ません。よって、出来るだけ病歴や投薬歴がわかるもの（お薬手帳が最適です）をお持ちください。

救急医療を必要とされている患者さまをお守りするためにも、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

☆ 診療体制変更のお知らせ ☆

毎週火曜日 朝診 整形外科

岡本医師 → ① 岡本医師 ② 四方田医師

6月より、毎週火曜日の朝診は、岡本医師と四方田医師の2診体制となります。

診察を希望される医師がある際は受付時にお申し出下さい。

「患者さまの権利」

- 患者さまには次のような権利があります。私たちはその権利を尊重するような医療を行います。
- ・ 医療を受ける権利
 - ・ 知る権利
 - ・ 自分で決定する権利
 - ・ プライバシーを守られる権利



医療法人 医修会 新河端病院